工品	導爆線		100メートル以下	
	制御発破用コード		20メートル以下	
	導火線		2,000メートル以下	
	信号えん管 信号火せん		100個以下	
	その他火薬類取締法に規定する火工品		その原料を成す火薬10キログラム又は爆薬５キログラム以下	
がん具煙火	がん具煙火			

2　高圧ガス

表示		車両の種類	要件		
項目	品名		積載数量	容器の内容積	その他
可燃性ガス及び毒性ガス	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド（酸化エチレン） 塩化ビニル 塩化メチル（クロルメチル） 塩素 臭化メチル（ブロムメチル） 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄（亜硫酸ガス） ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容積60立方メートル以下 液化ガスの場合は、600キログラム以下	120リットル未満	１　高圧ガス保安法その他法令に定める事項を遵守すること。 ２　水素を燃料とする車両の燃料容器に水素が充てんされたものを運搬するにあっては、左記の要件は適用除外とする。ただし、運搬される車両が、道路運送車両法に基づく車両基準又は同等の保安基準の満たしており、かつ、燃料容器が高圧ガス保安法に基づく圧縮水素燃料車両用容器等例示基準又は同等の基準を満たしている場合に限る。
酸素	酸素		圧縮ガスの場合は、ガス容積90立方メートル以下 液体ガスの場合は、18,000リットル以下	圧縮ガスの場合は、120リットル未満 液体ガスの場合は、18,000リットル以下	
不活性ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス				

注　圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。

3　毒物又は劇物

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
毒物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤（紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く）で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
劇物	アンモニアを含有する製剤（アンモニア10％以下を含有するものを除く。） けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン（ホルムアルデヒド１％以下を含有するものを除く。） その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの（次に掲げるものを除く。） １　水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 ２　ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

4　消防法別表に掲げるもの

表示			車両の種類	要件	
項目	品名	性状等		積載数量	その他
第一	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体 50キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。